

海外渡航の予定がある方にワクチン接種証明書の申請受付を開始します

町では、寿都町に住民票がある方で、海外渡航の予定がある方を対象にワクチン接種証明書を無料で発行しています。

ワクチン接種証明書は、予防接種法に基づいて各市町村で実施された新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を公的に証明するものです。各国へ入国する際の防疫措置の緩和などのため接種証明書の提示を求められた際に使用します。

◆ 申請方法

窓口または郵送にて下記の書類を提出してください。

1. 申請書はホームページ (<http://www.town.suttu.lg.jp/info/detail.php?id=235>) からダウンロードしていただくか、町民課窓口を設置しています。
2. パスポートのコピー（旅券番号などが記載されている部分）
3. 身分証明書（運転免許証、健康保険証など）のコピー
4. 接種済証または接種記録書のコピー

< 郵送での申請 >

郵送で申請される場合は、下記へ書類をお送りください。また、84円切手を貼った宛名明記の返信用封筒（長3号サイズ）を同封してください。

〒048-0406

寿都町字渡島町140番地1

寿都町役場 町民課健康づくり係

< 窓口での申請 >

窓口で申請される場合は、申請手続きの準備のため、事前に必ず町民課健康づくり係へご連絡ください。

電話：0136-62-2513



北海道原子力防災 カレンダーに掲載する 絵画を募集します

道では、泊原子力発電所周辺13町村の全戸を対象に北海道原子力防災カレンダーを配付しており、2022年のカレンダーに掲載する絵画を町内の小・中学校に在学する児童・生徒から募集します。応募いただいた絵画のうち、入選作品をカレンダーに掲載する予定です。

応募する際は、用紙の裏面に「学校名・学年・氏名（ふりがな）・住所・電話番号・作品名」を明記してください。用紙はB3又は四つ切り横置き、使用する画材は自由です。奮ってご応募ください。

◆ テーマ

13町村のイベント・行事、四季折々の風景など

◆ 応募方法

9月3日（金）までに役場総務財政課へ持参してください。

◆ お問い合わせ先

北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
電話 011-204-5011

スズメバチ被害を予防しましょう

スズメバチの活動が活発になる季節になりました。特に8月から9月はスズメバチが増え、巣を守るため攻撃的になります。

次のことに注意して、スズメバチ被害を予防しましょう。

- ・スズメバチを刺激する恐れがあるため、外出の際は香水や黒い服の着用を避ける。
- ・巣に近づいたり、ハチを追い払わない。
- ・巣に近づいてしまった場合は、ゆっくり巣から遠ざかる。
- ・巣を作りやすい壁や軒下、物置などの住宅の周りを定期的に点検する。



町では、高い所や家屋などの解体を伴う箇所についての駆除は対応できません。

また、土・日曜日や祝日などは状況によって即日対応できない場合もありますので、ご了承願います。

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 8月11日(水) 18日(水)
25日(水)
9月1日(水)
- ◆会場 岩内町高台84-3

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

古紙回収のお知らせ

今月の古紙回収を下記の日程で実施します。古紙は当日の午前8時30分までに玄関前に出してください。集められた新聞や雑誌は再生紙としてリサイクルされますので、種類ごとに分け、きれいに束ねてから出してください。

回収地域	回収日
六条町～政治町の国道から山側	10日(火)
六条町～政治町の国道から海側	17日(火)
磯谷町～樽岸町	24日(火)

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

自衛官募集のお知らせ

◆ 受験資格

採用予定月の1日現在で、18歳以上33歳未満の者。

◆ 受付期日及び試験期日

		受付期間	試験期日
自衛官候補生(第2回)	男子	8月20日(金)まで	8月27日(金)～29日(日)
	女子		8月27日(金)、28日(土)
自衛官候補生(第3回)	男子	9月10日(金)まで	9月24日(金)～30日(木)
	女子		9月24日(金)～30日(木) 【上記内、28日(火)は除く】
一般曹候補生(第2回)		9月6日(月)まで	1次試験 9月16日(木)～18日(土) 2次試験 1次試験合格通知でお知らせします

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部倶知安地域事務所

電話 0136-23-3540

自衛官募集相談員 中里徳男

電話 0136-62-2207

自衛官募集相談員 斉藤孝司

電話 0136-62-2070

役場担当窓口 総務財政課総務係

電話 0136-62-2511

お墓参りのときの注意

◆ お墓参りでの供物は必ず持ち帰りましょう

お墓参りをする際に供物などをそのままにしておくと、カラスやキツネが散らかし、スズメバチの餌になるなど、墓地全体が不衛生になります。供物は必ず持ち帰りましょう。

◆ お墓参りや墓地掃除の際は環境美化に努めましょう

墓地のごみステーションでは、枯れた花や枯れ草などの「燃やせるごみ」のみ回収しております。空き缶やペットボトル、掃除の際に使用した除草剤の容器などは、家に持ち帰り資源ごみとしてリサイクルしましょう。

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

日赤社資にご協力をお願いします

日本赤十字社では、人道と博愛の精神から、世界の平和と福祉増進のため、自然災害の救済や献血事業などの福祉活動を行っています。これらの活動は、皆さまからの社資によって運営されており、日本赤十字社寿都町分区では、毎年各町内会のご協力をいただき、社資を募集しております。

募集期間は8月から10月末までとなっておりますので、皆さまの温かいご支援をよろしくお願い致します。



◆ お問い合わせ先

町民課社会福祉係 電話 0136-62-2513

くらし・なんでも巡回相談会開催

「借金の事」「消費トラブル」「仕事の事」「こころの相談」「病気や障がいの事」「介護の事」「どこに相談したらいいかわからない」など、さまざまな事が原因でお悩みの方の相談をワンストップで対応します。

相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

◆ 日時

8月24日(火) 午前10時から正午まで

◆ 場所

総合文化センター 情報室

◆ お問い合わせ先

NPO法人しりべし圏域総合支援センター
電話 0135-48-5900

食中毒を防ぎましょう

食中毒とは、食中毒菌などがついている食品を食べて、下痢、腹痛、嘔吐、発熱などの症状を起こす病気です。

毎年、カンピロバクター属菌などの食中毒菌やノロウイルスによる食中毒が発生しています。また、カンピロバクター属菌や腸管出血性大腸菌などの細菌は、家畜の腸にいたるため、肉への付着をゼロにすることは難しく、食肉の生食や、加熱が不十分な肉料理を食べたりして食中毒が発生します。特に抵抗力の弱い子どもや妊婦、高齢者は、重症となる場合があるので注意しましょう。

◆ 食中毒予防の三原則

○つけない(清潔)

トイレの後や調理を始める前は、必ず手を洗いましょう。食器やまな板などの調理器具はこまめに洗い、熱湯や消毒液で消毒することも大切です。

○ふやさない(迅速又は冷却)

細菌は10℃～65℃の温度帯で活発に増殖します。食品を買ってきたら室温に長く放置しないで、冷凍・冷蔵庫に保存するか、速やかに調理するようにしましょう。また、調理後の食品も長時間放置しないようにしましょう。

○やっつけろ(加熱と殺菌)

食中毒菌は熱に弱く、加熱でほとんどの菌が死んでしまいます。食品には、十分に熱をとおしましょう。



◆ お問い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局
食品衛生課食品安全グループ
電話 011-204-5261

子どもの居場所づくり研修会開催のご案内

8月29日午後1時から倶知安町公民館(文化福祉センター内2階)中ホールにおいて子どもの居場所づくりに興味がある方やすでに子どもの居場所づくり活動をしている方を対象とした子どもの居場所づくり研修会が開催されます。

第1部では、道内の子どもの居場所づくりの現状についての報告、第2部は近郊地域で子どもの居場所づくりに取り組む実践報告などが予定されています。

参加は無料で、事前に申し込みが必要ですので下記へお申し込みください。(定員30名)

◆ 申込先・お問い合わせ先

NPO法人ワーカーズコープ(担当:今井) 電話 070-1263-0343

消防団協力事業所 表示制度について

岩内・寿都地方消防組合では、平成21年7月1日から消防団に積極的に協力している事業所などに「消防団協力事業所表示証」を交付しております。表示証の有効期間満了に伴い、9事業所が表示証の更新をされました。

交付するための認定基準は、①事業所などの従業員が消防団員として2名以上入団していること、②従業員の消防団活動に積極的に配慮している事業所などであることです。

◆ 更新された事業所（9事業所）

- (株) 石澤組
- (株) カネキ南波商店
- (有) カネサ漁業
- (有) 川内建設
- (株) 千葉建設
- (有) マルホン小西漁業
- (株) 山下水産
- (福) 札幌育成園寿都浄恩学園
- (福) 徳美会 歌棄慈光園



これからも地域防災の充実強化を図るため、ご協力よろしくお願ひします。

◆ お問い合わせ先

岩内・寿都地方消防組合消防署寿都支署
電話 0136-62-2119

密漁は絶対にやめましょう

近年、道内では悪質な密漁が横行し、特に沿岸域に生息しているアワビやナマコの被害が増えており、後志管内においても、密漁被害が後を絶ちません。

このような状況を踏まえ、令和2年12月1日施行の改正漁業法により、密漁行為に対する罰則が次のとおり強化されました。

<罰則の内容>

- 特定水産動植物（アワビ・ナマコ）採捕の罪・密漁品流通の罪を新設
→3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金
- 無許可操業の罪について、罰則を引き上げ
→3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- 漁業権侵害の罪について、罰則を引き上げ
→100万円以下の罰金

密漁は、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与える行為ですので、絶対にやめましょう。

◆ お問い合わせ先

後志総合振興局
産業振興部水産課漁業管理係
電話 0136-23-1394

思いやりやマナーを大切に安全運転を心がけましょう

本格的な夏を迎え、車で出かける機会も多いこの時期は、スピードの出し過ぎやバイク事故が増加する傾向にあるほか、飲酒運転による事故も発生しています。また、夏休み中の子どもや道路を横断中の高齢者が被害となる交通事故の発生も懸念されます。

ドライバーだけでなく、同乗者や歩行者なども含め、一人ひとりがルールを守り、そしてマナーや思いやりを持った運転や行動を実践し、交通事故を防ぎましょう。

<ドライバー、同乗者の皆さんへ>

- 道路交法改正により、「あおり運転」は「妨害運転罪」として、運転免許の取り消しに加え懲役3年から5年の懲役刑の罰則が制定されました。譲り合いの気持ちで冷静な運転に努めましょう。
- 夏休み期間中は、海水浴やレジャーなどによりアルコールを摂取する機会が増える時期です。「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底しましょう。

